

育児休業期間短縮に関する誓約書

令和___年___月___日

武蔵村山市長 殿

武蔵村山市

保護者 住 所 _____

氏 名 _____

保育所等入所申込みにあたり、「就労証明書」には、令和 年 月 日までが育児休業期間

となっておりますが、入所希望児童が入所承諾された場合、育児休業期間の変更手続きを行い、入所翌月1日（1日が土日・祝日の場合はその後の最初の営業日）までに復職するとともに復職証明書を入所
翌月20日（20日が土日・祝日の場合はその前の開庁日）までに提出します。なお、育児休業期間の変更ができなかった場合、保育所等入所承諾を辞退します。また、申込み時に提出した就労証明書と異なる事業所で就労する場合は保育所等入所承諾の取消や保育実施を解除されても異議申し立てたしません。

希望する保育施設等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。

----- キリトリ線 -----

（育児休業期間短縮に関する誓約書控え）

※ 切り取らないでご提出ください。

育児休業期間短縮に関する誓約書を提出された方へ（留意事項）

次の事項に留意の上、必ず期限までに必要な手続きをお取りください。

- ① 保育所等に入所した月の翌月1日（1日が土日・祝日の場合はその後の最初の営業日）までに復職をしてください。その証明として、復職証明書を入所翌月20日（20日が土日・祝日の場合はその前の開庁日）までにご提出ください。なお、復職証明書が提出されない場合、退園していただきますのでご留意ください。
- ② 出産の予定があり、保育所等に入所した月の翌月1日までに復職ができない場合は妊娠・出産要件での申込みとなります。復職予定で申込みを行い、入所後に復職できないことが判明した場合、判明した月の月末で退園していただきますのでご留意ください。
- ③ 現在、在園児が育児休業要件の保育短時間で認定されており、申込児童が入所承諾された場合、入所前月までに在園児の認定を就労要件に変更する必要があります。
- ④ やむを得ない事情で期限までに復職できない場合は、事前に電話等でご相談ください。
- ⑤ 虚偽の申告の判明や復職証明書の提出がなく電話等の連絡もない場合は、保育の必要性がないとみなし退園していただきますので、あらかじめご承知おきください。

提出先・お問い合わせ先

武蔵村山市子ども家庭部子ども育成課保育・幼稚園係 電話 042-565-1111 (内線184・189)